

令和3年7月13日

特別用途食品の許可について

消費者庁では、本日、健康増進法第 43 条第 1 項の規定に基づき特別用途食品の表示許可を行いましたので公表いたします。

今回許可を行ったのは、別紙の4件です。

(参考)

特別用途食品とは、乳児、幼児、妊産婦、病者等の発育、健康の保持・回復等の特別の用途に適する旨を表示して販売される食品です。特別用途食品として販売するためには、その表示について国の許可を受ける必要があります。

詳しくは、「特別用途食品とは」

https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/health_promotion/pdf/food_labeling_cms206_200602_03.pdf

を御覧ください。

(担当) 消費者庁食品表示企画課 斎藤、平松、井形

TEL: 03-3507-9220 (直通)

FAX: 03-3507-9292

(別紙)

番号	区分	商品名	申請者	法人番号	許可を受けた表示内容	許可番号
1	乳児用調製液状乳	森永はぐくみ液体ミルク	森永乳業株式会社		赤ちゃんにとって、健康なお母さんの母乳が最良です。 本品は、母乳が足りない赤ちゃんに、安心してお使いいただけます。	第2021002号
2	とろみ調整用食品	トロミアップパーフェクト	日清オイリオグル一プ株式会社		本品は、えん下困難者の飲み込みを容易にするための水分へのとろみ付けに適した食品です。	第2021003号
3	とろみ調整用食品	トロミアップやさしいとろみ	日清オイリオグループ株式会社		本品は、えん下困難者の飲み込みを容易にするための水分へのとろみ付けに適した食品です。	第2021004号
4	とろみ調整用食品	とろみエール	アサヒグループ食品株式会社		本品は、飲み込みを容易にし、誤えんを防ぐことを目的にしたとろみ調整 用食品です。えん下(飲み込み)が困難な方に適しています。	第2021005号